

報第18号

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年12月1日提出

高山市長 田中 明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	令和7年7月21日 午後3時30分頃 高山市下林町1017番地1（中山公園野球場敷地内）	
	事故の概要	突風により倒れた樹木による車両破損事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（ルーフボディー等）
	被害総額・市の過失割合	—	523,360円・100分の100
	賠償金	—	523,360円
	内保険金	—	523,360円
2	訳一般財源	—	0円
	専決年月日	令和7年10月21日 地方自治法第180条第1項	
	発生時期・場所	令和7年7月21日 午後3時30分頃 高山市下林町1017番地1（中山公園野球場敷地内）	
	事故の概要	突風により倒れた樹木によるタープテント破損事故	
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（タープテント）
	被害総額・市の過失割合	—	19,404円・100分の100
3	賠償金	—	19,404円
	内保険金	—	19,404円
	訳一般財源	—	0円
	専決年月日	令和7年10月21日 地方自治法第180条第1項	

No.	項目	内 容	
3	発生時期・場所	令和7年8月6日 午後5時00分頃 [REDACTED]	
	事故の概要	根元が腐食した市有地の樹木が倒れたことによる車両破損事故	
	相 手 方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損 (バックドア等)
	被害総額・市の過失割合	—	130, 167円・100分の100
	賠 償 金	—	130, 167円
	内 保険 金	—	130, 167円
4	内 訳 一般財源	—	0円
	専決年月日	令和7年10月27日 地方自治法第180条第1項	
	発生時期・場所	令和7年8月26日 午後2時10分頃 [REDACTED]	
	事故の概要	スクールバスによる事務所窓ガラス破損事故	
	相 手 方	[REDACTED] [REDACTED]	
	事故の種類	人 身	物 損 (窓ガラス)
	被害総額・市の過失割合	—	256, 300円・100分の100
5	賠 償 金	—	256, 300円
	内 保険 金	—	256, 300円
	内 訳 一般財源	—	0円
	専決年月日	令和7年11月11日 地方自治法第180条第1項	
	発生時期・場所	令和7年10月5日 午前11時20分頃 飛驒市古川町大野町287番地13先 (国道41号大野東交差点)	
	事故の概要	公用車による右折待ちの軽トラックへの追突事故	
	相 手 方	[REDACTED] [REDACTED]	
5	事故の種類	人 身 (外傷性頸部症候群)	物 損 (荷台後部等)
	被害総額・市の過失割合	23, 763円・100分の100	414, 787円・100分の100
	賠 償 金	23, 763円	414, 787円
	内 保険 金	23, 763円	414, 787円
	内 訳 一般財源	0円	0円
	専決年月日	令和7年11月14日 地方自治法第180条第1項	